◎　2019年国民生活基礎調査の流れ図（社会保障に関する意識調査、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査を含む。）

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

【世帯票】
【健康票】
【介護票】

- 実施通知（⇒注１）
- 調査地区名簿
- 手引、調査票等の関係書類
- 全国厚生統計主管課担当者会議

（審査の上、提出）

各　都道府県 保健統計主管部局

各　指定都市 中核市　｜　保健所設置市 特別区

調査員の設置・調査方法説明

保　健　所

（審査の上、提出）⇒注３

前準備（2019年２月～）

- 市区町村に赴き、平成27年国勢調査関係書類を閲覧、転記、複写し、調査地区の範囲を確認
- 世帯数「０」の調査地区の有無を確認し、ある場合は都道府県・市(区)を通じて厚生労働省に報告（２月下旬）
- 集合住宅の場合は、『調査の実施について(管理員等用)』『あいさつ状(関係各位)』を配布(４月上旬)

準備調査（2019年４月19日～）

- 『調査の実施について（世帯用）』を郵便受けに配布
  （集合住宅の場合は管理員等へ『集合住宅用ポスター』『調査のお知らせ(管理員等用)』を配布）
- 『調査のお知らせ(世帯用)』『家計支出額メモ』を配布
- 受持ち地区内の世帯数を把握し、地区要図と地区別世帯名簿を作成

（単位区設定）
- 単位区要図と単位区別世帯名簿を作成
- 単位区設定票を作成

５月下旬～

調査票等を配布

- 世帯票、健康票、[世帯票][健康票]記入のしかた
- 介護票の該当地区で、介護保険法の要介護者又は要支援者がいる世帯には、介護票、[介護票]記入のしかた

６月６日

調査実施日

記入済みの調査票を回収
- 世帯票
- 健康票
- 介護票（対象世帯のみ）

- 世帯（員）に異動があったときは、単位区要図と単位区別世帯名簿を訂正

（郵送回収切替世帯）　提出期限：6月25日

都道府県・指定都市・中核市

種　　類	受取	提出	保管
＊単位区設定状況報告書	2	1	1
＊単位区要図	2	1	1
＊単位区別世帯名簿	2	1	1
世帯票	1	1	－
健康票	1	1	－
介護票	1	1	－

単位区設定状況報告書は、５月14日までに、それ以外は７月19日までに提出

＊……指定都市・中核市は、受取３部、提出２部とする。

保健所

種　　類	受取	作成	提出	廃棄
単位区設定票	1	－	－	1
地区要図	1	－	－	1
地区別世帯名簿	1	－	－	1
国勢調査区要図写し	1	－	－	1
＊単位区設定状況報告書	－	2	2	－
＊単位区要図	1	2	2	1
＊単位区別世帯名簿	1	2	2	1
世帯票	1	－	1	－
健康票	1	－	1	－
介護票	1	－	1	－

各関係書類は、それぞれ知事・市長・区長が定める期日までに提出（⇒注２）

＊……指定都市・中核市の保健所は、作成３部、提出３部とする。

調査員

種　　類	提出
単位区設定票	1
地区要図	1
地区別世帯名簿	1
国勢調査区要図写し	1
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
世帯票	1
健康票	1
介護票	1

各関係書類は、それぞれ保健所長が定める期日までに提出

（審査の上、提出）⇒注３

【所得票】
【貯蓄票】
【その他】

- 実施通知写し（⇒注１）
- 調査地区名簿写し
- 調査単位区名簿
- 手引、調査票等の関係書類
- 地区別事務打合せ会議

（審査の上、提出）

社会福祉統計主管部局が保健統計主管部局に赴き、複写して入手する

各　都道府県 社会福祉統計主管部局

各　指定都市 中核市

調査員の設置・調査方法説明

福　祉　事　務　所

（審査の上、提出）

７月上旬

- 『調査のお知らせ』、調査票等を配布

（審査の上、提出）

７月11日

調査実施日

記入済みの調査票を回収
- 所得票
- 貯蓄票（封筒入り）
- 社会保障に関する意識調査　調査票
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査　調査票

都道府県・指定都市・中核市

種　　類	受取	提出
単位区要図	1	1
単位区別世帯名簿	1	1
所得票	1	1
貯蓄票（封筒入り）	1	1
社会保障に関する意識調査 調査票	1	1
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査　調査票	1	1

各関係書類は、８月14日までに各提出先へ提出

福祉事務所

種　　類	受取	提出
単位区要図	1	1
単位区別世帯名簿	1	1
所得票	1	1
貯蓄票（封筒入り）	1	1
社会保障に関する意識調査 調査票	1	1
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査　調査票	1	1

各関係書類は、知事・市長が定める期日までに一括して提出

調査員

種　　類	提出
単位区要図	1
単位区別世帯名簿	1
所得票	1
貯蓄票（封筒入り）	1
社会保障に関する意識調査 調査票	1
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査　調査票	1

各関係書類は、福祉事務所の長が定める期日までに一括して提出

（郵送回収切替世帯）　提出期限：8月5日

注１　実施通知は、都道府県保健統計主管部局に送付し、同社会福祉統計主管部局には、写しを送付する。

注２　単位区要図及び単位区別世帯名簿については、所得票・貯蓄票調査で利用するので、調査票より早い時期(原則として６月14日まで)に都道府県、指定都市、中核市に提出されるよう配慮の上、期日を定める。

注３　『世帯票』が、世帯単位ごとに２つ折りにした「世帯員用(Ａ３版)」の間にその世帯の「世帯用(Ａ４版)」がはさんであるかを確認する。
　また、「世帯用(Ａ４版)」「世帯員用(Ａ３版)」の地区番号から世帯番号がおもて面になっているかを確認する。